



2024年(令和6年)
5月20日
月曜日
小満

天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京	☁	☁	☁	☁	☁	90
横浜	☁	☁	☁	☁	☁	90
千葉	☁	☁	☁	☁	☁	90
さいたま	☁	☁	☁	☁	☁	90
水戸	☁	☁	☁	☁	☁	90
宇都宮	☁	☁	☁	☁	☁	90
前橋	☁	☁	☁	☁	☁	90
甲府	☁	☁	☁	☁	☁	90
静岡	☁	☁	☁	☁	☁	90
札幌	☁	☁	☁	☁	☁	90
仙台	☁	☁	☁	☁	☁	90
名古屋	☁	☁	☁	☁	☁	90
大阪	☁	☁	☁	☁	☁	90
福岡	☁	☁	☁	☁	☁	90

朝日新聞東京本社
〒104-8011
東京都中央区築地5-3-2
電話 03-3545-0131 www.asahi.com

身寄りがない遺体実態調査

厚労省 親族捜し・遺骨保管課題

身寄りがない人などが亡くなり、引き取り手がいない遺体は、自治体が火葬することになる。その例が急増するなか、厚生労働省が初の実態調査を始める。親族捜しや遺骨の保管などにあたる自治体の現場でどのような課題があるのか、現状を把握したうえで、対応を検討する考えだ。

▼2面Ⅱ悩む自治体
身寄りがない人が病院で亡くなったり、孤独死したりして、身元ははっきりしているのに遺体を引き取る家族や親族がいない場合は、墓地埋葬法に基づき、「死亡地の市町村長」が埋葬や火葬を

することになっている。ただ、引き取り手が本当にいないかどうかは、家族や親族の所在を調べて確認しなければわからない。所在がわかってもらい、連絡先が不明なことも多く、調査が長引くうちに遺体を事実上「放置」してしまったり、親族に連絡せずに火葬・納骨してしまったりというトラブルも起きている。

また、火葬後は、引き取り手が現れるのに備えて遺骨を一定期間保管した後、合葬施設に移す自治体が多いとみられるが、保管場所が手狭になって期間を短縮する自治

体も相次いでいる。身寄りがない状態で亡くなる人の増加を受け、厚労省と法務省は2021年、残された金品の扱いについて自治体向けの「手引」を策定した。ただ、遺体や遺骨については、親族の関係性や葬送の慣習などは地域で異なることもあり、指針や基準はつくられていない。

今回の厚労省の調査では、自治体や専門家にヒアリングした結果をもとに、課題を把握し、考えられる対応を整理することをめざす。今年度中に自治体の対応などをまとめた事例集を作る考えという。

山田史比古

山田史比古

山田史比古

2024年5月20日 (月) 朝刊

遺体は誰に悩む自治体

故人には、遺体を引き取る「身寄り」がいるのかどうか。その調査をめぐり、自治体が対応に苦慮している。世帯の人数が減り、人間関係が希薄化するなかで迎えた「多死社会」。引き取り手がいない遺体が増えている現状に、対応が追いついていないことが背景にある。▼1面参照

名古屋市の「身寄りなき老後」

「納骨済」「葬儀執行済」といった表示に比べ、ひととき目立つ「葬儀執行前」の赤い文字。引き取り手がいないとして警察や病院などから連絡があった遺体の用いなどが進んで進んでいるかを「見える化」するため、名古屋市の導入した記録簿には、状況が事細かに記されている。連絡はどこからか。区による親族捜しはどこまで進んだのか。所持していた金品は……。市が記録簿をつくらせたきっかけは、2022年2月、引き取り手がいない遺体を火葬しないまま事実上「放置」していた事例が発覚したことだ。墓地埋葬法では、遺体

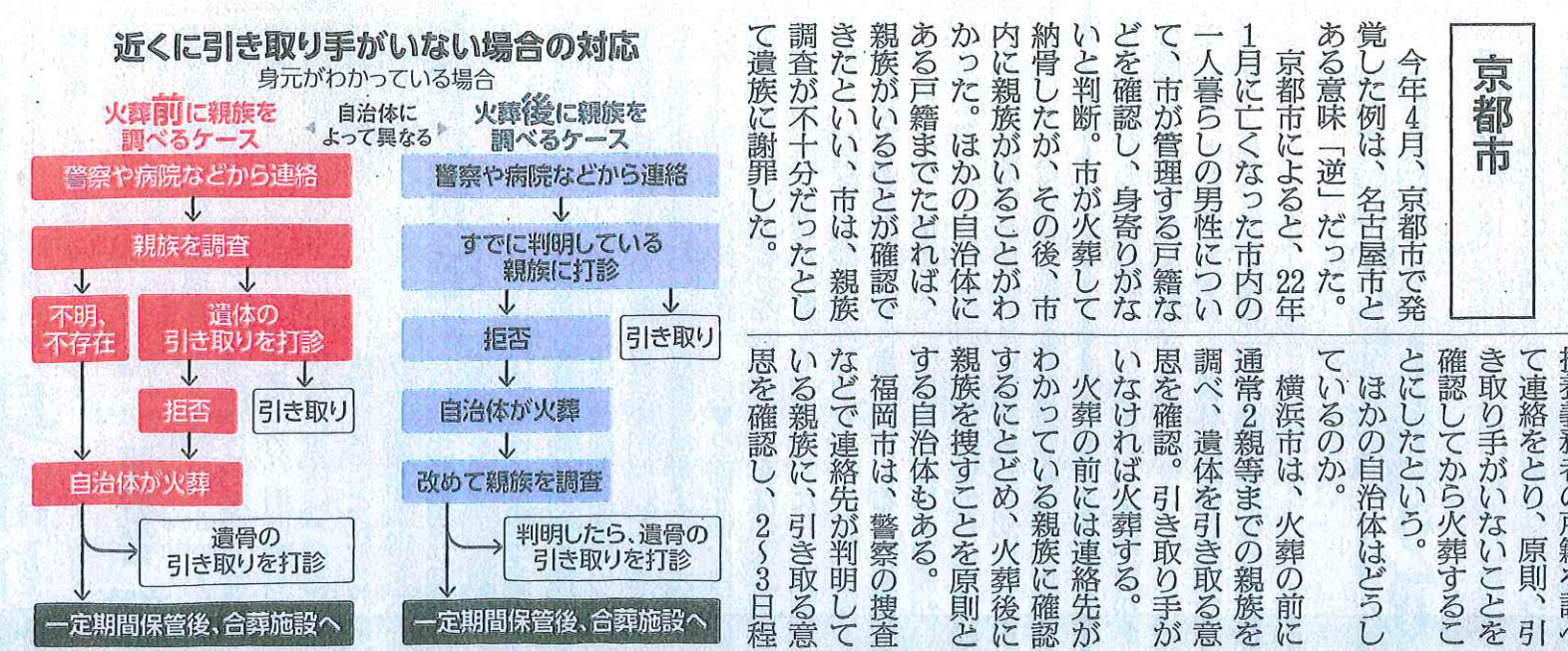
火葬されず1年以上葬儀社保管

かつて手紙を出しても、引越していたり、返事がなかったりする。名古屋市の場合は、今回の事業を「あつてはならないこと」(担当者)として、手続きを短縮するべく運用を改めた。以前は調べる親族の範囲を、配偶者や子(亡くならなければ孫)、親に加えて、きょうだいやおじ、めいなどすべての法定相続人とし、期限も定めず、全員に遺体を引き取る意思がないことを確認する決まりだった。現在は、配偶者と子(同)に2週間以内に確認し、市が火葬。親やきょうだいなどには遺骨の引き取りを打診することとめる。この結果、警察や病院による連絡を受けてから火葬まで、21年度は平均5.3カ月かかったのが、23年度は2.8カ月に短縮されたという。しかし、期間が短くなっても遺体は増える。火葬した遺骨は市立霊園で4年間保管しているが、本当に引き取り手がいないことを確かめるのは簡単ではない。戸籍をたどり、他自治体にも照会すれば、同霊園内の合葬墓に納めることになる。

身寄りなき老後

「身寄りなし」納骨後、親族判明

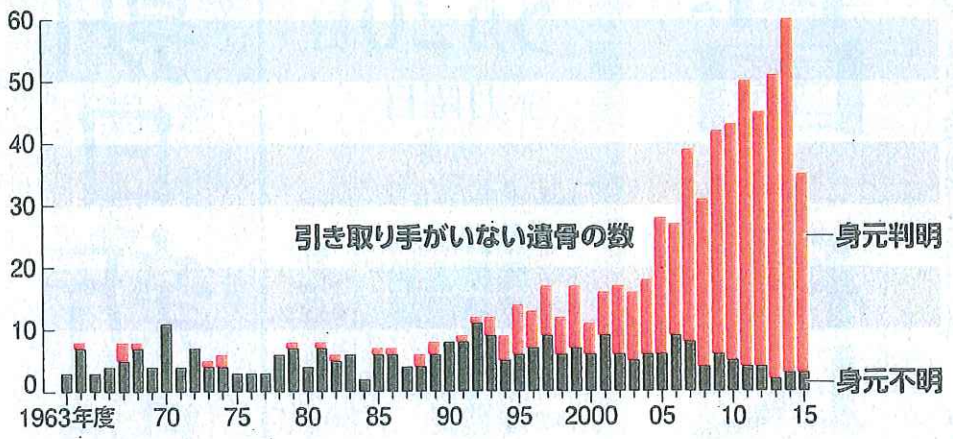
「身寄りなし」納骨後、親族判明



京都市

今年4月、京都市で発覚した例は、名古屋市とある意味「逆」だった。京都市によると、22年1月に亡くなった市内の一人暮らしの男性について、市が管理する戸籍などを確認し、身寄りがないと判断。市が火葬して納骨したが、その後、市内に親族がいることがわかった。ほかの自治体にある戸籍までたどれば、親族がいることが確認できたという。市は、親族調査が不十分だったとして遺族に謝罪した。同市の場合、22年当時引き取り手がいない遺体についてのマニュアルがなく、23年夏に作成。配偶者と子ども、父母やきょうだいなど民法上の扶養義務者の戸籍を調べて連絡をとり、原則、引き取り手がいないことを確認してから火葬することにしたという。ほかの自治体はどうしているのか。横浜市は、火葬の前に通常2親等までの親族を調べ、遺体を引き取る意思を確認。引き取り手がなければ火葬する。火葬の前には連絡先がわかっている親族に確認することとめ、火葬後に親族を捜すことを原則とする自治体もある。福岡市は、警察の捜査などで連絡先が判明している親族に、引き取る意思を確認し、2〜3日程

身元はわかっているのに、引き取り手がいない遺骨が増えている



引き取り手いない遺体なぜ急増

「いちからわかる」

Q なぜ遺体の引き取り手がいない事態が生じるのか。
A そもそも遺体の身元が不明な場合は、明治32(1899)年成立の法律に基づき「行旅死亡人」として、死亡した場所の自治体の首長が埋葬や火葬することになる。近年増えているのは、身元がわかっていないケースだ。自治体などが捜しても親族が見つからないことや、全員亡くなっていることもあるが、引き取り手が拒まれる例も多い。引き取り手がなければ、同様に死亡地の首長が、埋葬や火葬することになる。

Q 全国的な数は。
A 毎年の統計はないが、総務省が全1741市区町村を対象に2018年4月〜21年10月の状況を調べた結果、身元不明の事例は、少なくとも424市区町村で計2852件。身元がわかっている事例は、497市区町村で1万1544件だった。この問題に古くから取り組んできた神奈川県横須賀市の例では、1963年度以降、身元不明の事例は年数件程度ではあるが、身元がわかっていない事例は、昔は1件もない年も多かったが、2000年代から急増している。

Q 急増の背景は。
A 独居高齢者が増えている。1980年には、65歳以上の男性の4.3%、女性で11.2%が一人暮らしだったが、2020年には男性15.0%、女性22.1%に増えている。現在の高齢者は比較的年齢が多いが、親族関係も希薄化した。就職などを機に引越せば、地縁も薄くなるが、固定電話が消えて連絡先もわかりづらくなった。死者数のピークは2040年で、約167万人と推計されており、こうした事例がさらに増える可能性が高い。

Q 課題は。
A 引き取る親族がいるのか、自治体が全員を捜しあてられるのは簡単ではない。「どこまでやるべきか、基準があれば」という声もある。火葬費用も問題になる。故人の残した現金があれば、それをあてることができると、難しい場合は自治体が公費で支出することになる。(山田史比古)

ご満足いただけなかったら
全額返金
キャンペーン実施中!



さらびア吸水
超安心パブ
シリーズ

度で火葬する。「遺体を長期間置いておくのは問題」と担当者。火葬後、おむね2親等の範囲で親族を捜し、遺骨の引き取りを打診する。札幌市も、火葬したう

生前契約締結 市が葬儀確認

神戸市 横須賀市

生前の対策に取り組み自治体も出てきた。神戸市は6月から「エンディングプラン・サポート事業」を始める。

一人暮らしで頼れる身寄りがおらず、月収19万円以下などの要件を満たす65歳以上の人が対象で、市に協力する葬儀社と本人との間で、葬儀や納骨の生前契約を締結。事務管理費を含めて上限36万円を本人から葬儀社に預託してもらう。市も契約書の写しなどを保管し、年に1度は本人の状況を確認。亡くなった後には契約通りに葬儀や納骨が行われたかを確かめる。本日に頼れる身寄りがいないかどうかは、原則、申告に委ねる。

納骨先は市の合葬墓を想定するが、上限額の範囲内であれば、葬儀の宗旨・宗派や納骨先などの希望にも応じる。市斎園管理課の大中雅之さんは「死後の自己決定権の保障。安寧の保証だと考えています」と話す。

神戸市でも引き取り手がない遺体は急増している。墓地埋葬法に基づいて市が火葬し、市立斎園の保管室に搬入した遺骨は、10年度ごろは年50件程度だったが、22年度は161件に達した。

神戸市のこの取り組みには、先例がある。神奈川県横須賀市は15年度から、全国のさきがけとなる「エンディングプラン・サポート事業」を始めた。対象者の要件

えで、3親等の範囲まで親族を調査。遺骨の引き取りを打診している。一方、大阪市では、調べる範囲などについて、「ルールを定めているわけではない」という。

や、原則27万円という預託金額などは異なるが、協力葬儀社と高齢者が契約を結び、市が履行を確認する仕組みは同じだ。横須賀市では海洋散骨も選ぶことができる。

契約通りに葬儀などが執行された例は、23年度までで72件にのぼる。亡くなった人に直面して初めて親族の所在を調べ、連絡をとるといふ市の業務も大きく減らせる。

18年度からは、年齢や所得などの制限なく、親族や友人など緊急連絡先、かかりつけ医やアレルギー、お墓の場所や遺言の預け先などを市に登録してもらう事業も始めた。急に倒れて誰にもその情報がわからず、本人の意思が活用されない事態を防ぐ取り組みだ。

一方、神戸市や横須賀市のような生前に葬儀などを契約する事業を始めたものの、利用が進まない自治体もある。長野大学の鈴木忠義教授(社会学)は「行政情報にアクセスしづらい人に利用してもらうには、周知も重要だ。手続きにハードルを感じる人へのサポートとセットで整備することが求められる」と話している。(山田史吉)

続々重版 16万部突破!



人生の目的

本の一部が
お読みいた
できます

だれでも最期は独り

この真実から目をそむけてはいけない

トルストイが驚愕し、稲盛和夫が自著で強く紹介した「ブツダの寓話」——ひととはたとえ死の淵にいてもその事実から目を背け、目の前の欲にまみれる生き物である——を、イラストと大きな文字でやさしく解説。

この「不都合な真実」を受け入れ、正面から向き合った先にこそ、本当の幸せにたどりつく道がある。本書を読み、満ち足りた人生を送るのに、遅すぎるということはないのです。

終活の必読本

読者からのメッセージ

※埼玉県 68歳・女性
突然、夫が亡くなってもう三年。息子たちがいても、むなしくて、悲しくて、これから独りでどう生きていこうか……と悩んでいた時に、この本に出会いました。ページをめくる度に、強く生きていく覚悟ができました。ありがとうございました。

※愛媛県 68歳・男性
定年退職して三年。会社の友人は、実は本当の友人でなかったことに気づきました。そんな中、この本を読み、人間として忘れていたことを思い出しました。生と死はすぐ隣にあるのです。今日一日を大切に生きていきたいと思えます。

※熊本県 83歳・男性
定年から二十年、子どもたちは皆独立、妻は十年前に旅立ちました。友も一人、また一人と離れてゆき、孤独な老境をさまよっています。

無意味としか思えなかった人生の、その先にこそ本当の意味があることを、この本は教えてくれました。何度も読み返すつもりです。

※長崎県 70代・女性
息子は県外におり、嫁と孫は二階にいて、全く会話がありません。昼間は何かかいいのですが、夜になると悲しくて涙があふれ、二時、三時まで眠れない毎日でした。

でも、この本を読み、気持ちが落ち着き、少し眠れるようになりました。じっくり読み返したいと思っています。

※東京都 51歳・男性
いちばん大事なことを忘れていた。そのことに気づかせてくれました。

大反響！読者の声

※埼玉県 82歳・女性
夫が亡くなり、寂しくてむなし日々。さらに、「末期ガン」の宣告を受けました。やりきれませんでした。死の恐怖との闘いの中、この本に出会いました。手にとって何度も読み返し、心静かな気持ちになり、毎日を過ごしております。ありがとうございました。

人生の最後に、支えてくれる一冊

歎異抄をひらく

高森顕徹著

大きな文字で読みやすい

1,760円(税込) 978-4-925253-30-7

65万部

人生の最後に、支えてくれる一冊